

## 近世細川家における「御書出」の交付について

松 本 寿 三 郎

### はじめに

ここに言う「御書出」とは知行の御書出を指している。普通知行宛行状とか判物とよばれているが、細川家では正式には御書出とよんでいる。家臣の家に伝えられた御書出は、藩土にとっては家格そのものであり、桐の箱に収められた御書出はさらに皮製のケースに保管されたりしている。知行の御書出は藩主の交代時には新しい御書出を拜領するために提出することが求められた。新しい知行の御書出には前の御書出交付以後の加増または減知が書き込まれるのではあるが、前代のものを参考にして作成される。家格を維持するためには前代の御書出を保存しておくことが必要であつた。また永青文庫所蔵の細川家古文書には、各時期の「御知行被下置候面々より差出被申候御書出之写并覚書扣」などがあり、それは提出された前代の御書出のすべてを記録したのではなく、以後変化したものについて記録したものである。又「網利公御書出写」以下各代の御書出控は交付された御書出の内書式・文言の同一なものについては知行高と氏名のみを書き上げて文言を省略し、書式・文言の異なる場合をこれを書き出したものである。

周知のように熊本藩では、正徳三年知行直所務を廃止して蔵米支給制が採用されることとなつた。にもかかわらず、御書出は様式も内容も昔のままのものが引き継がれているのである。これはどういふことなのか、単なる便宜なのか、或い

近世細川家における「御書出」の交付について（松本）

近世細川家における「御書出」の交付について（松本）

は表現上のことにすぎないのか、御書出のもつ伝統性について検討する必要があるように思われる。

本稿では専ら知行の御書出の発給をめぐって検討することとした。

一 細川忠利における知行宛行の形態

細川忠利の肥後入国後初めての御書出は、現存していないがおそらく寛永十年七月十二日に松井佐渡守に対してなされたものと思われる。家老有吉頼母助へは八月中旬に、一般の藩士については第1表にみるように、九月朔日になされてる。このための準備は入国直後から進められ、七月二日には一門の立允や天（興孝）の知行割ができたことを告げており、七月十五日には御書出の筆功銭を徴取していることから裏づけられよう。筆功銭<sup>1</sup>は次のように述べている。

御知行御書出筆功銭覚

一百石より下ハ拾疋 但京錢壹貫文貳拾目替ニテ

一百石より五百石迄ハ貳拾疋

一五百石より千五百石迄ハ五拾疋

一千五百石より四千五百石迄ハ銀壹枚

一四千五百石より壹万石迄ハ銀貳枚

一壹万石より上ハ銀三枚

右之ごとく筆功銭、飯田才兵衛方へ被遣候間、被得其意、御与中へ被仰触、此書付之ごとく、才兵衛方へ被相渡様可有御沙汰候、為後日御名之下ニ御判形候而可給候、以上

七月十五日

三人

こうした作業の結果いよいよ御書出交付となつたのであつた。このときの知行御書出の文面を庄林隼人正<sup>2</sup>の例でみれば

次の通りである。

(包紙)

「 庄林隼人正殿」

肥後国於飽田・益城兩郡之内六千參百石目録有別紙事、宛行之訖、全可被領知之状、如件

寛永拾年九月朔日 忠利(花押)

庄林隼人正殿

この御書出は藩主忠利から花押をもって賜るところに特色がある。こうした御書出の様式はすでに先代忠興の豊前入国時にみられ、慶長六年の松井佐渡守・長岡式部少輔宛ての御書出は次のようになっている。

豊後国以速見郡内六千三百七拾九石・同国東郡内菅万四千九百八拾八石余・豊前国宇佐郡内橋津村六百貳拾六石余合貳万五千九百九拾四石余宛行訖、永可致知行者也、仍状如件

慶長六年十月 日越中守忠興(花押)

松井佐渡守殿

長岡式部少輔殿

進之候

この知行御書出とセットになっている目録には

豊後国速見郡木付城付

一九拾六石九斗九升三勺七才

一九拾石九斗四升五合九勺

(中略)

近世細川家における「御書出」の交付について(松本)

近世細川家における「御番出」の交付について（松本）

合六千參百七拾九石四斗七升六合

豊後国国東郡之内

一九百四拾八石壹斗五升七合六勺

（中略）

合壹万四千九百八拾八石壹斗七升八合

豊前国宇佐郡之内

一六百貳拾六石四斗三升四合

右三ヶ所合貳万五千九百九拾四石

慶長六年十月 日（忠興ローマ字印）

松井佐渡守殿

とあって、御番出には花押、目録にはローマ字印が用いられ、使い分けているのである。

ただし肥後では忠利は目録は出していない、長岡佐渡守への知行引渡目録は田中兵庫以下御国之惣奉行の名で出されている。

長岡佐渡守殿御拝領之御知行高三万石分之村々御印三枚髓請取申候、以上

寛永拾年七月十二日

田中 兵庫（印）

牧 丞大夫

宗像 清兵衛

長岡佐渡守殿御内

寺田兵左衛門殿

この目録は村付を別紙にしたためか村高が見られない。御国之惣奉行から給人（ここでは松井氏の代官か）宛に出されている。寛永十年の目録は発見できないので佐々勘兵衛宛の目録<sup>6</sup>で示せば次の様式である。

目録

肥後国

八代郡之内

下村

高百貳拾石四斗五升三合七勺四才

飽田郡之内

飛田村

高六拾九石七斗四升七勺三才

津田村

高九石八斗五升五勺三才

都合貳百石

右以目録之通被成下御書出訖、仍如件

宝永二年五月十一日

横井佐左衛門

佐々 勘兵衛殿

この目録のほかは御書出に付随する書類として、3 知行所付目録・4 知行引渡差紙・5 配知高人畜帳・6 田畑見図帳写がセットになっているのである。その概要を述べよう。

知行所付目録について、松井氏への知行所付目録は、「寛永拾年七月十二日 玉名郡之内長岡佐渡守殿御知行高目録」<sup>7</sup>

近世細川家における「御書出」の交付について（松本）

近世細川家における「御書出」の交付について（松本）

をあげることができる。

五ツ式分六リンニ毛六私

一高参百貳拾八石貳斗

今村

四ツ三朱七リン壹毛

一高百三拾五石八升

東今村

(中略)

五ツ八分三朱四リン壹毛

一高千百拾四石三斗五升壹勺七才

現高合五千貳百七拾五石四斗貳升壹合貳勺

現高惣合貳万四千七百四拾六石八斗四升八合貳勺

右御知行於玉名郡之内佐渡守江被為拜領候、御知行高別帑ニ御印被遣候、其上を以無相違可相渡也

寛永拾年七月十二日

田中 兵庫判

宗像 清兵衛同

牧 丞大夫同

小林半右衛門殿

住江四郎兵衛殿

魚住 李之丞殿

木原伊右衛門殿

右貳万四千七百四拾六石八斗四升八合貳勺

佐渡守殿御拝領被為候通御奉行衆より御判形ニ而高付この方ニ取置候間、人馬共ニ右之差上候御帳面ニ相違無之様ニ引渡シ可被申所、如件

寛永拾年七月十二日

小林半左衛門尉

住江四郎兵衛

魚住 丕丞

木原伊右衛門尉

保利 与兵衛殿

加藤 左兵衛殿

加来次郎兵衛殿

遠島五郎左衛門殿

久留 市兵衛殿

岡島 仁兵衛殿

とある。小林半左衛門以下は郡奉行であり、保利与兵衛・加藤左兵衛は代官である。惣国之奉行から郡奉行に伝達された知行は代官の確認を経て給人松井氏のもとに届けられたのである。松井氏は合志郡四千六百五拾貳石余と合わせて貳万九千参百九拾九石与を給されており、合志郡については別に村付けがあり、「右御知行於合志郡之内佐渡守被為拝領候御知行高別紙ニ御印被遣候、其上を以田畑人畜無相違加可相渡也」として御国之惣奉行から郡奉行に伝達している。吉村氏が明らかにしたように松井佐渡守への所付目録の特色はそれぞれの村高（現高）に対する免率を記すことよって知行高を表示していることである。

ところが同年七月一四日の御こほ様・自徳院への村付には次のように現高と本高の記載が見られる。

近世細川家における「御番出」の交付について（松本）

近世細川家における「御齎出」の交付について(松本)

鮎田郡・山本郡之内御知行村付之事

一 高百七拾石六斗九升六合 鮎田郡之内東門寺村

一 高百六拾石八斗八升八合五勺 同 御馬下村

一 高三百貳拾三石九斗九升五合 同 孫代村

一 高三百拾五石貳斗壹合 同 西正保村

一 高四百五石七斗三升壹合 同 半田今村

一 高四百貳拾五石壹斗六合 山本郡之内賀村

一 高百七拾五石六斗壹升一合 同 大塚村

現高合千九百七拾九石貳斗貳升八合五勺

一 高千石 御こほ様

一 高千石 自徳院

本高合貳千石

右村付之御印此方ニ取置申候、田畑人畜無甲乙可被引渡者也

寛永拾年七月十四日 田中 兵庫(花押) 印

牧 丞大夫(花押) 印

宗像 清兵衛

国遠 道倫老

小崎与次兵衛殿

神足三郎左衛門殿



松村 太兵衛殿

香山 与介殿

ここでは村高が現高で表示され、知行高は本高として表示されている。免率もしくは物成を書き上げるのではなく、知行高が設定されているのである。これはおそらく当時の四ツ物成によって設定された最初の撫高ではなからうか、この様式と全く同じ所付がこの後一般化していく。

高原茂兵衛へ被為拝領御知行所付之目録<sup>6)</sup>

一、現高百参拾貳石九斗九合 宇土郡伊無田村

本高百石

右者、先知之替ニ被遣候間、田島人畜無甲乙可被引渡所如件

寛永十三年十月十四日 冲津 作大夫

堀口 勘兵衛在判

椋梨 半兵衛在判

河喜多五郎右衛門在判

小林十右衛門殿

永良 彦大夫殿

瀬戸 五兵衛殿

右御奉行衆之本誓、此方ニ請取置候間、田島人畜無甲乙可被引渡所如件

寛永十三年十月十四日 小林十右衛門(花押) 印

永良 彦大夫

近世細川家における「御番出」の交付について(松本)

近世細川家における「御番出」の交付について（松本）

瀬戸 五兵衛

山田 少兵衛殿

森 六左衛門殿

久富 方兵衛殿

以後撫高による知行宛行がなされることはすでに先行研究の明らかにするところである。

知行引渡差紙 家督相続の場合宝曆期に世滅之規矩が設けられ、旧知は先祖伝来の知行を相続できたが、新知は禄高に  
応じて減ぜられる決まりであった。その相続は差紙<sup>1)</sup>で達せられた。

差紙

中路一平上知百五十石、養子中路久八日下置候間、無相違可被引渡候、尤久八依願伝大夫与改名ニ而候、以上

辰十二月

渡辺善左衛門（花押）印

宮本伝左衛門（花押）印

奥田 権之允（花押）印

白石 清兵衛（花押）印

町 孫大夫（花押）印

下津 久馬（花押）印

阿蘇吉田 義兵衛殿印

綾部 四郎助殿印

給知高人畜帳 給知として与えられる土地の高と人畜の帳である。細川氏は肥後入国直後の寛永十年一月二十三日の高  
人畜の調査<sup>2)</sup>を命じ、五月迄に玉名郡・合志郡・山鹿郡・芦北郡の人畜帳が完成している。中でも合志郡では住吉村百

石分・貳百石分・四百石分・五百石分などのようにあきらかに給知を単位とした帳簿が作成されている。  
 給知方田畑名寄帳 寛永十一年閏七月二十五日付の「陣内村田畑名寄帳」は給人福田甚大夫の給知を藤エ門・少介・九兵への三人の作人ごとに書き上げている。寛永地撫帳のうち十四年の給知地撫帳はみなこれにあたる。

二 各代の御書出交付

熊本藩における御書出の交付のあり方は忠利、光尚、綱利の初期三代と四代宣紀以後とは大きな差異がみられる。以下に各代の御書出について必ずしも交付日が確定できるわけではないので、御書出の日付けによって検討しよう。

まず初代忠利の場合には第1表に見るように、入国後の寛永十年九月朔日に一斉知行宛行がなされたが、以後毎年数名に御書出を交付している。忠利は小倉三十万石から肥後五十四万石に転封しているのでそれに見合う家臣を必要としており、時期を限らず家臣の採用がなされてものであろう。

第1表 細川忠利の御書出交付  
(寛永入国以後)

寛永10.	7.12	1	通
	7.14	1	
	9.朔	34	
11.	11.21	1	
	12.12	1	
12.	1. 7	2	
	1.晦	1	
13.	7. 6	4	
14.	1.18	1	
	3.15	1	
	7.18	1	
	11. 3	1	
15.	8.朔	2	
	8.15	1	
16.	2.19	1	
	閏11. 3	1	
17.	6.13	1	
	7.10	1	
18.	1.20	1	

近世細川家における「御書出」の交付について(松本)

近世細川家における「御書出」の交付について（松本）

二代光尚代には寛永十八年八月朔日の御代始めの御書出のほか、正保二年八月七日には長崎出兵の賞として知行宛行がなされた。このほかには各年に分布しており、前代同様に採用の都度御書出の交付がなされている。

第2表 細川光貞御書出

寛永18. 8. 朔	31(郡まで) 12(村まで)
8. 23	1
以下光尚	
9. 朔	1
11. 25	2
12. 21	1
20. 3. 7	2
21. 7. 朔	1
7. 4	1
9. 朔	1
正保 2. 8. 7	15
9. 13	1
10. 28	2
12. 20	1
4. 8. 25	1
慶安 2. 2. 朔	1
2. 晦	1

三代綱利の場合、慶安二年十二月父光尚が病死したため、翌三年四月十八日七才で藩主の地位に就いたが、十九才になるまで幕府目付・小倉城主小笠原忠真の監督のもと家老らが政務を担当したので、この間は藩主としては機能してはいない。藩主の最大の職務である知行宛行も実質的には行っていない。綱利の御代始めの御書出交付は寛文元年八月五日付けでなされている。この後綱利の御書出は前代同様家臣の採用の都度出されている。綱利は延宝八年知行地の直所務を廃止して蔵米支給<sup>(18)</sup>としたが、領知返却の時は本知割り替え・下免の知行について割り替えを約束<sup>(19)</sup>していた。天和三年十二月二十七日の御書出はこの約束を実行したものである。綱利代にも前代同様に時を限らず御書出の交付がなされている。

第3表 細川綱利の御番出交付

近世細川家における「御番出」の交付について(松本)

慶安 4.10.18	1	9.25	1	12.29	5	7.25	1
承応 3.10.25	1	天和 1.12.23	2	5. 1.25	2	12.27	1
寛文 1. 8. 5	35	2. 1.28	2	2.朔	4	6. 5.10	1
4. 6. 5	1	2.15	2	2. 2	2	7.18	9
5. 8.朔	4	2.-	1	2. 4	1	9. 6	1
6. 8. 5	1	6.21	1	2. 6	1	9. 7	1
8.15	3	12.21	1	元禄 1.11.23	15	11. 5	2
7. 8.15	1	3.-.-	1	2. 1.16	1	12.27	3
9. 8. 5	2	2.16	1	3.12	1	9. 1.22	1
10. 6. 5	2	3.27	1	3.19	2	1.晦	1
11. 9.10	1	6. 5	1	4.18	1	2.25	1
12. 5	2	10.25	1	5. 9	1	12.25	1
12.22	1	12.27	226	6.16	1	12.27	1
12. 2.21	1	4. 3. 2	1	10. 7	2	10. 2. 6	1
閏6. 3	2	3.11	9	10.23	2	7.27	1
延宝 3.10.15	2	貞享 1. 5.15	3	12.27	5	10.13	1
4. 1.晦	1	5.23	4	3. 1.21	2	11.29	2
5. 2.25	1	8.14	1	2. 5	1	12.19	1
6.21	1	2. 7. 7	1	2. 7	1	12.27	1
10.19	1	8.19	1	2.23	1	12.29	1
11.10	7	9.12	12	3. 6	2	11. 2. 9	1
12. 5	4	9.21	5	6.27	1	11.13	2
12. 7	1	3. 2.19	1	9. 5	1	12. 6.13	1
6. 4.15	2	3.19	13	10. 6	3	13. 1.11	1
4.16	1	3.23	1	4. 1. 3	1	2.24	2
5.12	1	閏3. 7	1	6.29	1	14. 6.18	1
5.25	1	閏3.27	3	7.朔	5	15. 1.25	1
8. 5	3	8. 3	2	7.25	1	17. 1.25	1
7. 2. 7	1	8.18	1	8. 9	2	宝永 2. 5.11	1
2.10	3	4. 1.19	1	9. 4	1	5.30	32
5. 4	2	8. 9	2	10.28	2	5. 1.11	1
8.10. 9	1	8.27	1	10.29	1	6. 2.23	1
9. 3.24	1	10.29	1	5. 5.18	1	7.23	2
6.19	1	12.28	2	6. 9	2		

近世細川家における「御書出」の交付について（松本）

宣紀代以後は第4表に見るように家臣一統への御書出交付が定式化した。

宣紀の御代始めの御書出は正徳六年二月十八日付けである。実は宣紀は正徳二年七月に藩主に就任しているが、翌正徳三年六月には家中直所務を廃止し蔵米渡しとしている。前藩主綱利は正徳四年十一月

に死去しているが、宣紀が御書出を交付するのはその後である。正徳六年閏二月二十八日宣紀は熊本を発つて参勤交代に出ているので、交付はその前になされたことになる。このときは着座・御者頭・同列までに交付された。残りのものには、翌享保二年一〇月六日から交付されている。

享保二年の宣紀の御書出には、正徳二年以後の日付をもつ御書出が六六通ふくまれている。また享保八年十月十三日には享保二年以後に新知・家督相続の者七〇人へ御書出交付がなされた。この時期までは新知・加増の都度御書出が書き改められており、これをまとめて交付していたのである。ところが重賢の場合御代始めの御書出はすべて寛延元年九月朔日付になっている。

肥後国於菊池郡之内木野本分村式百石目録在別紙事、本知之内右之高辻延享三年十二月十八日宛行之訖、全可領知之状如件

寛延元年九月朔日重賢

荒瀬軍次とのへ

肥後国於山鹿郡之内宗方村・合志郡之内小原村八拾石目録在別紙事、兄成瀬角大夫依頼為分知、享保二十年三月廿三日

第4表 各代の御書出交付

細川宣紀		
正徳	2. 7.25	1
	6. 2.18	710
享保	8.10.13	70
宗孝		
享保	17.12. 7	1
	19.11.朔	1066
重賢		
寛延	1. 9.朔	1014
明和	6. 2.朔	67
治年		
天明	6. 9.朔	938
斉茲		
天明	8. 9.18	998
斉樹		
文化	9. 9.18	210
斉護		
文政	9. 9.18	978
弘化	4. 2.朔	162
慶順		
万延	2. 3.朔	1007

宛行之訖、全可領知之状、如件

寛延元年九月朔日重賢

成瀬四郎兵衛とのへ

荒瀬軍次は延享三年に二百石を宛行われたが、その時に御書出はもらっていない、同様に成瀬四郎兵衛もまた享保の分知宛行をこのとき御書出で確認しているのである。重賢の明和六年二月朔日の御書出も寛延元年以後の宛行を確認するものであった。このとき、の要領は次のごときものであった。

一 寛延元年一統ニ御書出被為頂戴候節、跡目幼少且又其後新知・御加増并減知等被仰付候面々江来丑春御発駕迄之内御書出可被為頂戴旨被仰出候間、御郡方御奉行江被申談可被取計旨、尤御右筆頭中江茂被違候様ニ御奉行所より御書方御用懸之御用人益田弥一右衛門・溝口三伍江明和五年七月二日申来候事

一 右付而之御用懸り左之通同年八月五日被仰付候事

御右筆頭 牧柴 弥次郎

御右筆 永島仁右衛門

寺生 嘉九次

松本 幸之進

一 新知・御加増・減知等被仰付候面々之郡村高附等之帳向且御書出写等十月五日より追々御郡方御奉行より御右筆頭中江差越被旨候事

こうして調査が進められ明和六年二月の御書出交付となったのである。

### 三 御書出交付の要領

近世細川家における「御書出」の交付について（松本）

近世細川家における「御書出」の交付について（松本）

藩士一統への御書出頂戴式の要領は「重賢公御書出控」<sup>2)</sup>によれば正徳六年の宣紀代の御書出頂戴式以降固定化したものとみられる。ただし宣紀代の様式がよくわからないので、享保十九年宗孝公御代始めの御書出頂戴によって見ることにしよう。準備されるものは享保十九年十一月朔日付の御書出であるが、一門・家老の分は越前檀紙、御備頭以下は大長奉書紙、寺社寄進状は檀紙を用いる。式の進行はあらかじめ用意された頂戴次第に従ってなされる。このときは享保十九年十一月二十八日御花畑の邸に朝五ツ時集合、

一) まず最初の御一門・御家老の場合は鹿之間で行われる。長岡内膳 長岡凶書 清水鞠負 長岡帯刀 長岡丹波 有吉大蔵 松井求馬 小笠原備前 沢村衛士 長岡冬山 有吉大膳の順に一人づつ頂戴する。取り次ぎは御用人である。御備頭・御城代への交付も鹿之間で行われ、その分は一台に載せて家老衆の前置いたものを一通づつ渡される。御右筆頭が立ち会う。

二) 次からは式場が中柱之間に変わる、御着座から御鉄砲三十挺頭までが頂戴する。上段に藩主、左右に御家老・用人が座り、御書出は十枚載りの塗台ニ積み、御小姓が持ち出し御右筆頭の脇に置く、左右二列になり次第にしたがって頂戴する。御右筆頭兩人が加わる。

三) 終わったところでしばらく中入りの休憩となる。

四) 休憩の後引き続き中柱之間において鉄砲二十挺頭以下御者頭列まで、左右二列で頂戴する。このとき右筆頭は頂戴するので、請込の右筆である三苦惣左衛門・中島作大夫が勤める。

五) 右が終わったところで再び鹿之間に場を移し、御家老脇・御用人・着座までが頂戴するが、このときは請込の御用人・御右筆頭は参加しない。御家老脇の分二通は一つの三方に載せて有吉大蔵の傍らに御小姓役が持ち出す。

六) 続いて部屋方・御次方御者頭列より御小姓役・御医師・新組御知行取まで残らず頂戴するが、今度は有吉大蔵と請け込みの御用人額田和多理は歌仙之間の敷居際に座着する。御書出はそれぞれのグループごとに台に載せ、用人が家老



の前に直し名前を披露し、次第の通り家老が渡す。名前の披露は用人が代わる代わる勤める。

七) そのあとしばらく間をおいて清水飯負殿は一人頂戴する。

八) 二度目の御書出頂戴は享保二十年三月六日・七日の両日御花畑邸で行われた。六日は朝五時の揃いで、中柱の間である。お書出は左右二つに分け、十枚載りの塗台ニ積み御小姓が持ち出して御右筆頭の脇に置く、左は家老有吉大藏・用人額田和多理、右に家老小笠原備前・用人長谷川久兵衛が座し、藩主臨席のうえ頂戴人次第の通り、御郡奉行・御小姓組・右筆二人・御番方・御留守居組・八代御城付・左殿御番・鶴崎詰の順で家老衆から頂戴した。このうち八代・左殿・鶴崎詰の面々は半数が出府して頂戴し、残りは名代が頂戴した。

九) 御留守居組の中には寸志知行取(タ)があるが、前代の木村安右衛門とは処遇が違っている。これについては次の注記がある。

右五人御奉行所触にて御留守居組之次座之由、木村安右衛門かとは最初御番方と被仰付、右五人よりハ又々宣方故、との文字等組付同前ニ出来仕候、右五人は御奉行所触と被仰付新知ニて間も無之、旁組付ノ御あいしらいヨリハ輕方ニ出来可仕と其趣書付伺有之候処ニ被及御證談右之通出来之事  
この日御侍中の御書出頂戴はすべて終わった。

十) 七日は九時の揃いで両御寺以下寺社の御寄付状頂戴があつたが省略する。そのあと田浦助兵衛・水俣市郎右衛門・北里善左衛門の三人の惣庄屋(ウ)が頂戴したが、彼らへの御書出は折紙で文言も異なり様式も異なっていた。

為扶助於肥後国芦北郡之内百五拾石如先規遣之訖、全可知行者也

享保十九年

十一月朔日  
御與名ナシ  
御書判

田浦助兵衛へ

近世細川家における「御書出」の交付について(松本)

近世細川家における「御書出」の交付について（松本）

前例としては綱利代には書判（花押）の御書出、宣紀代には御印の御書出であったが、水俣市郎有衛門の願により、三人とも書判の御書出としたという。

十一）大阪詰御留守居下河辺十兵衛への御書出は参勤の途中大阪で閏三月二十日朝飯後藩主の御前において用人額田和多理・右筆頭太田茂右衛門列席の上で津川平左衛門から渡された。同じく京都詰の面々へは伏見において、同二十二日朝飯後御前において頂戴、築山兵庫・兵馬にも伏見の御次で渡された。

十二）江戸定詰めの方々へは四月二十七日朝五つ時の揃いで頂戴した。まず御次において小笠原多宮と三野政右衛門が頂戴し、次いで御長座敷の間において藩主臨席の元に額田和多理・太田茂右衛門も出席して多宮から頂戴人次第にしたがつて渡され、その後御次で御次方御者頭を始め組付まで残らず頂戴した。ここには茂右衛門は出席しなかった。

御書出の交付に至る過程を文政九年九月の「斉護公御書出控」によってみると、九月にまず御書出の日付は

治年公 天明六年九月朔日

斉菽公 天明八年九月十八日

斉樹公 文化九年九月十八日

であるので、今回も九月十八日と決した。なお御書出日付以後の家督相続人への交付は十一月二十五日とされた。

次に御書出交付の日程は、十二月朔日・三日・五日・七日に決まり、一日には一門・者頭・同列まで御次は大目付以下知行取全員が交付をうける。三日は五ツ半揃いで御郡代以下御番方八組まで、五日は御番方九番組から御留守居知行取まで、七日は妙解寺・神護寺を寺社への交付が決められた。

ただちに組頭を通じて家中士に前代の御書出の写しの提出をもとめ、右筆らが文案に従って書きあげた。十月中にはできあがり、十一月朔日御判以前に、御一門衆をはじめ大頭同列以上、新知・御加増・減知、御文言替りの御書出および寺社への寄進状などそれぞれの事例について二・三通ずつ合計五八通を、大目付朽木内匠・長岡治郎らが中柱の間で見分し

て間違いないことを確認し、翌二日にはおなじ中柱の間で御用人・御近習・御目付立ち会いのうえで御判の押印があり、御書出は完成した。取り掛かってから約一月の作業であった。

おわりに

熊本藩においては知行宛行の御書出交付は初代の忠利以来幕末の慶順まで行われているが、交付の要領を見ると三代網利迄は知行宛行の都度出されているが、四代宣紀以後には藩主交代の御代始めの交付となり、さらに重賢以後には御書出の作成自体が知行宛行の日でなく、御代始めとそれからしばらく時期をおいてなされ、一斉に交付される事が確認できた。それはちょうど地方知行制の廃止と関連する如くである。地方知行制は網利の延宝年間から動揺しているが、宣紀の就任と同時に廃止され、蔵米支給にとつてかわられるのである。以後の知行制は現実味を失ない家格を示す数字と化した感があるが、御書出交付もまたは新知・加増知・減知など知行宛行の日付・知行の変化ともかかわりなく、また家督相続とといった藩主と家臣の主従関係とも関係のない、藩主交代に際しての御代始めの儀式と化したのである。

注 (1) 『綿考輯録』忠利公寛永十年七月十五日の項

(2) 『熊本県史料 中世編』五一—四二七

(3) (4) (5) 『松井家文書』

(6) 『網利公御書出写』永育文庫蔵

(7) 『松井家文書』

(8) 吉村盤雄『近世の知行制と給人財政に関する研究』

(9) 『松井家文書』

(10) 『熊本県史料中世編』三一—三三

(11) 『中略家文書』

(12) 『御郡方文書』永育文庫蔵

近世細川家における「御書出」の交付について(松本)

近世細川家における「御番出」の交付について（松本）

- (13) 大日本近世史料『肥後藩人畜帳2』
- (14) 『城南町史』一〇〇一頁
- (15) 熊本県立図書館蔵『熊本県検地諸帳目録』
- (16) (17) 諸家文書により作成
- (18) 『網利公御番出享』
- (19) 松本「肥後細川領の“擬制的”知行制」（法文論叢）39」、松下宏則「二七世紀末〜一八世紀初頭における給人財政の展開」（玉高研究紀要）4
- (20) 「御花畑奉行所日帳」永青文庫蔵
- (21) 「宣紀公御代始御番出扣」永青文庫蔵
- (22) 『土質管見録』
- (23) 「宣紀公御代始御番出扣」享保二年十二月六日の項には、着座・御者頭・并同列迄は去春被為頂戴候」とある。
- (24) 「重賢公御番出扣」永青文庫蔵
- (25) 清水親負は当日の三番目に交付されるべき地位にあつたが、所用の為間に合わなかつたのでここで臨時に交付されたものである。
- (26) 寸志知行取の初見宝永五年の木村安右衛門七百石であるが、このときは番土に取り立てられている。
- (27) 御惣庄屋筆頭の三人だけは幕末まで御番出を頂戴した。そのほかの五〇人程の惣庄屋も二〇石から三〇石の知行は給付されているのであるが、彼らはここでいう「御番出」は交付されなかつた。